

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 21.6.5 第 171 回国会第 16 号

6 月 5 日（金）第 16 回の委員会が開かれました。

- 1 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外 5 名提出、第 164 回国会衆法第 14 号）  
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（石井啓一君外 1 名提出、第 164 回国会衆法第 15 号）  
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外 2 名提出、第 168 回国会衆法第 18 号）  
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（根本匠君外 6 名提出、衆法第 30 号）
  - ・提出者中山太郎君、富岡勉君、山内康一君、福島豊君、石井啓一君、阿部知子君、枝野幸男君、西川京子君、根本匠君及び岡本充功君並びに舩添厚生労働大臣、政府参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑を行いました。
  - ・各委員から発言がありました。

（質疑者及び主な質疑内容）

## 遠藤 宣彦君（自民）

- ・今回法改正を急がなければならない理由について中山案提出者に伺いたい。
- ・国内で臓器移植を受ける機会が公平に得られるようにする必要性について中山案提出者に伺いたい。

## 井上 信治君（自民）

- ・脳死を人の死とする考え方の中山案であっても臓器移植においてのみ人の死としていることを提出者に確認したい。
- ・根本案において親族に対する臓器の優先提供を認めないこととした理由は何か。

## 高鳥 修一君（自民）

- ・小児の法的脳死判定の実施は親の承諾で決まることに中山案と根本案に違いはないという意見に対する中山案提出者の見解を伺いたい。
- ・根本案で 15 歳未満の小児の脳死が確定する時期及び脳死と判断する者について伺いたい。

## とかしきなおみ君（自民）

- ・根本案で小児の臓器移植について親の承諾のほかに医療機関での確認を義務付けているが、親に更なる心理的圧迫を与えるとの意見に対する提出者の見解を伺いたい。
- ・根本案では公平性を優先して、親族へ臓器を優先的に提供したいという気持ちを認めないこととした理由は何か。

## 林 潤君（自民）

- ・根本案で小児の臓器移植に途を開いても移植数が増えないなどの課題にどう取組を進めるのか。
- ・本人意思を必要としない中山案は死者に対する尊厳の観点から国民に受け入れ難く、身体の資源化にもつなるとの意見に対する提出者の見解を伺いたい。

## 榎屋 敬悟君（公明）

- ・臓器移植においてのみ脳死を人の死としているとの提出者の説明からすると「脳死した者の身体」の定義を改正する必要はないのではないか。
- ・中山案では現行法において人の死が 2 元化されている状況を是正する意図があるのか。

## 郡 和子君（民主）

- ・「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」の現在の在り方について、中山案及び金田案それぞれの提出者の見解を伺いたい。
- ・中山案における親族への優先提供では、家族の同意でも優先提供を可能としなければ、臓器摘出の要件と一貫性がないのではないか。

## 川内 博史君（民主）

- ・現行法の「脳死した者の身体」の定義を改正した場合と改正しなかった場合との厳密な違いを衆議院法制局及び中山案提出者の見解を伺いたい。
- ・法的な効果に違いがないのなら、現行法どおりでよいのではないのかとの意見に対する中山案提出者の見解を伺いたい。

### 高橋 千鶴子君（共産）

- ・仮に中山案で脳死を人の死としていなくても、本人意思が不明な場合には家族に死の承諾を迫ることに変わりはないのではないか。
- ・臓器提供に関する意思を表明していない場合には消極的拒否があると考えられるが、中山案で消極的拒否をどう確保できるのか。
- ・脳死判定の問題以前に本来助かるべき命を救うことが先決であり、救急医療体制の充実が必要であると考え、政府はどのような取組を行っているのか。

### 阿部 知子君（社民）

- ・参議院修正で加えられた「脳死した者の身体」の定義に係る規定を元に戻すことで脳死が人の死として扱われる懸念に対する中山案提出者の見解を伺いたい。
- ・本人の意思表示を臓器移植の要件とする現行法制定に至る審議を無にするような、家族の承諾だけで臓器移植を可能とする中山案を提案する理由は何か。

### 福岡 資麿君（自民）

- ・無呼吸テスト等の負荷の高い法的脳死判定が結果的に脳死ではない患者の死を早めるおそれがあるという意見に対する中山案提出者の見解を伺いたい。
- ・根本案で親が子どもの意思を忖度できるのなら、15歳未満とせず中山案と同じ年齢制限を行う理由がないのではないか。

### 古屋 範子君（公明）

- ・臓器提供の意思表示方法である「ドナーカード」は現在どの程度普及しているか。
- ・前提となる救急医療体制の整備を含め、厚生労働省は臓器移植の推進に対しどのように取り組んで行くか。

### 岡本 充功君（民主）

- ・中山案が脳死を人の死と考えているのであれば、家族の要請がなくとも速やかに脳死判定を行うべきではないか。
- ・中山案で家族の承諾により臓器提供を可能にしたとしても、現状の死体腎移植数の少なさから考えて、移植数はほとんど増加しないのではないか。
- ・病腎移植について、厚生労働省として研究を進めるべきではないか。

（発言者及び主な発言内容）

### 新井 悦二君（自民）

- ・移植数が少ないのは現行法が壁となっており法改正をすべきであるが、中山案及び根本案いずれも問題がある。いずれにせよ臓器移植を進めるためにはしっかり考えていかねばならない。

### 木村 義雄君（自民）

- ・多くの患者が多額の費用で渡航移植を受けている状況を放置すべきではなく国内で移植が受けられるようにすべきであり、中山案に賛成する。

### 赤池 誠章君（自民）

- ・法律を改正しても国民の意識がついてこなければ移植は進まない。第二脳死臨調を設置して国民的議論を行いそれが収斂するまで採決を延期すべきである。

### 川条 志嘉君（自民）

- ・マスコミ等による不正確な情報提供、中山案が脳死を人の死としていること、現行の救命体制の不備等の問題がある。拙速な議論はやめて、再度脳死臨調を開いて徹底した議論をすべきである。

### 富岡 勉君（自民）

- ・患者側がどの案を最も支持しているのか、中山案が国際標準の考え方であり、15歳で移植の可否を線引きしている国は日本のみであることを考慮して日本に一番ふさわしい改正案を考えるべきである。

### 木原 誠二君（自民）

- ・中山案では脳死を人の死とする国民的コンセンサスがなく、臓器提供を拒否する意思を担保することが難しいという問題がある。根本案は改正案として最大限努力したものと考える。

### 三ツ林 隆志君（自民）

- ・脳死の理解に混乱があり誤解が生じているが、法的脳死判定を本人又は家族が拒否することができる。臓器移植が進まない現状を少しでも前に進めるためには中山案しかないと思う。

### **谷 畑 孝君（自民）**

- ・臓器移植を自国で完結するのが世界の流れであり、現行法の知恵を活かして移植の機会を広げる根本案を支持する。15歳以下の児童について親の同意を認めるとしても、児童虐待の場合もあることから、第三者委員会で判断する仕組みが最低限必要である。

### **藤 村 修君（民主）**

- ・根本案を支持するが、立法の不作為と言われられないため、今国会で結論を導くべきである。各党が党議拘束をはずすので、委員会で採決してもどの案も過半数に達せず意味がない。委員長から議長にこの状況を報告し、議長の判断をいただいて本会議に付すべきと考える。

### **園 田 康 博君（民主）**

- ・移植ツーリズムの防止等WHOの動向を踏まえ、待機患者の声に応えつつ、臓器移植慎重派の心情にも配慮できるのは、根本案であると考え。委員会だけではなく、議員全員の議論に付すようお願いしたい。

### **柚 木 道 義君（民主）**

- ・一人でも多くの命を救える案を支持するが、慎重派の懸念を解消することも必要である。採決は、委員会では行わず、本会議の意思決定に委ねるべきである。その際、

4案いずれかが過半数を得られるようにしてもらいたい。

### **福 島 豊君（公明）**

- ・日本人の脳死に対する考え方は様々であるが、脳死を人の死とすることは概ね合意されている。小児が国内で臓器移植をできないことに対して、立法府として結論を出さないといけない。

### **高 橋 千鶴子君（共産）**

- ・小児に国内での臓器移植の途を開きたいということは理解できるが、救急医療体制や児童虐待の問題など前提条件が整っていない。また、本委員会では参考人質疑も行っておらず、今日で法案審議を終わらせるべきでない。

### **阿 部 知 子君（社民）**

- ・各法案、特に家族の承諾のみで臓器移植が可能となる中山案について、十分な説明がなされていない。第2脳死臨調を設けて十分な議論を尽くし、国民的な合意を得られるまで法案の採決は待つべきである。